

成熟世代にとっての学びの権利、社会参加の権利

志田 陽子

はじめに

娯楽であれ社会活動であれ政治参加であれ、何かを一方的にあてがわれたり、何かへのアクセスを否定されたりしているとき、その状態を「自由」とは言わない。同じ一人の人間が、ときには笑いで息抜きをし、時には知的な探求心から大学や図書館に通い、時には政治に参加する市民として情報を求めたり討論に参加したりする。「自由」とは、そのようなドアを自由に行き来できることがまずは前提となる。とりあえず物理的な不自由のない部屋の中で娯楽を与えられ、ドアを開けようと思わないかぎりには安泰な生活が確保される、ということこそを「精神の自由」とはいわない。このことが、成熟世代の生き方と生活について、十分に理解されているだろうか。

一方で、「自分のことは自分で決める」という「自由」だけでは立ちゆかないのが、成熟世代の実生活である。成熟世代になっていけば、誰でも、国や自治体や家族から、さまざまな支援を受けることになる。これを誰かに集中的に背負わせるのではなく、社会で引き受けていくことが、福祉のある社会である。一人一人の人間らしい《くらし》を支えるために、「個人の尊厳」を基礎においた福祉社会を作っていくことが、一人一人に尊厳あるくらしを保障するために、不可欠となる。医療の場面、介護の場面、そして教育の場面は、とくにこの考え方によって支えられている。

ここで、支援を受けることを負い目に思い、自分の考えを抑え込んでしまうのでは本末転倒である。支援を受けながら、心は自由、というのが「基本的人権」の道筋である。このことを、憲法を足場にして確認していきたい。

1 文化のあるくらしと「文化を享受する権利」

(1) 《知のめぐり》を支える文化芸術

心の活気が生きる気力を支える。人間が心をもつ存在である以上、このことは疑いのないことだと思うが、この気力が身体的な意味での生命力とも深く結びついているという指摘もある。コロナ禍の初期の2020年、ドイツの文化相がコロナ文化芸術支援を決定したときにも、そうした認識が語られていた。

2020年以来、芸術文化と日常生活の両面で、コロナ禍の影響がまだ続いている。一方には、教育の場への影響や、舞台演劇やコンサートなどが開催できないといった、コロナ禍そのものから生じた問題があった。混乱は終息しつつあるとはいえ、この混乱の中で職を失った人や学業を断念した人については、問題は終わっていない。もう一方には、労働条件の実質的悪化や家庭内でのケア（養育・介護）の担い手の負担増、そして貧困問題やいじめ・虐待の問題など、コロナ以前からあった文化的・生活保障をめぐる問題が、コロナ禍によって深刻化し、あるいは見えにくくなり、あ

るいはコロナ対応のためにそちらへの支援が後手に回ってしまったという問題がある。

2022年には、外出や移動もできるようになり、音楽や演劇、美術館などの文化施設も、密を避けながら再開を始め、かなり日常が戻ってきた。私たちは、コロナ以前には当たり前だと思っていた物事の多くを、切実な思いで取り戻そうとしている。たとえば、多くの文化施設が使えなくなったことで、私たちは、それらが果たしていた役割に気づくこととなった。講演会をやろうと思えば、オンラインで開催したり参加したりすることはできるのだが、しかし、人々が求めていたのはむしろ「集まること」そのものだった、そこに集う人々が生きた顔を見せ合い、挨拶の会釈をし合うことで、互いの「生」を承認し合うこと、それが本質だった、と気づかされた場面もあるのではないだろうか。

私たちは、社会とのさまざまなつながりの中で初めて生きることができる、そういう生き方を余儀なくされている。その社会が高度な施策とインフラに頼ることを前提とする社会になればなるほど、文化芸術が私たちに与えてくれる想像力は、ライフラインそのものとなっていく。どういうことだろうか。

まずは、暴力による《もの》の争奪ではなく、言語で互いのニーズを伝え合う社会を作ること、万人が認めることだろう。私たちが、暴力と争奪の恐怖にさらされずに生きていくためには、そのための文化と教育が欠かせない。社会が流動化し多文化化すればするほど、この意味での共存のためのコミュニケーションは、生きるために不可欠となるし、意識的に学ぶことが必要になる。

さらに、電気・ガス・水道などのエネルギーから通信技術、医療制度など、私たちの生活が各種のインフラへの依存度を高めるにつれ、《そこから排除されないこと》の切実さも高くなる。とく

に災害時に避難所を使わせてもらえなかったり、病気に罹^{かか}ったときに医療の提供を受けられなかったり、生存のために必要な情報から排除されてしまったとき、私たちは簡単に生命そのものを失う。そのような中で、「あの人（たち）は、このインフラの中に入れなくてもいい人たちだ」、という言葉が社会に広まってしまうと、生存の危機は一挙に現実的なものになる。しかも私たちは、同じ人間であるはずの人々に対して、「同じ人間と見なくてもいい」という口実を見つけ出す特異な能力を持っていることに注意すべきである。

この奇妙な能力によって、私たちは共存の可能性に背を向け、分断や紛争に走る可能性も持っている。歴史を見れば、人間はこれを繰り返してきた。猫を見る時には茶トラ猫もキジトラ猫も同じ「猫」として認識できる人間が、なぜか、人間を見る時には、じつにさまざまな違いを見つけ出して、「同じ人間としてみなくてもいい」という口実にしてしまう。異民族や幼児や女性、病者、そして高齢者が、簡単にその対象となってきた。

少し古い映画だが、『ミッション』(The Mission、1986年)という作品がある。18世紀の南米で、スペインとポルトガルが領地争いをするのだが、彼らは、そこに巻き込まれた先住民であるグアラニー族のことを同じ人間とは見ていなかった。讚美歌を見事に歌い、教会建築までを実現した先住民のその技(アート)を、「オウムと同じで表面を真似ているだけで、人間としての心や思考があるわけではない」とみなし、労働力を利用した後、虐殺の対象にしてしまう。私たちが今、この映画を見れば、グアラニー族の人々を言語や衣服は違えど同じ人間と見るし、それを同じ人間と見なかったヨーロッパ人のほうがおかしいと思うことができるだろう。この映画が、歴史の一角で失われていた想像力を取り戻す役割を果たしている、といえる。アメリカの人種差別を扱った映画

の中にも、そうした回復が繰り返し、試みられている。『アミスタッド』(Amistad, 1997 年)や『それでも夜は明ける』(12 Years a Slave, 2014 年)がもっとも正面からそれを描いているのだが、一見すると黒人が暴力を受ける残酷な場面が多々ある。私たちはそれを、同じ人間が過酷な扱いを受けている、これはひどい、とすることができる。

これらの映画作品は、史実・資料に芸術的創作性を加えて作られた芸術作品である。芸術文化は、私たちに、「同じ人間」としての共存感覚にとって必要な想像力を提供することができる。法学の言葉で「これは人権問題だ」と語られても何も感じるところがなかったのに、映画や絵画や文芸作品によって何かをつかんだ感覚を経験した人は多いのではないだろうか。「同じ人間にこれをやってはいけない、これはひどい」と感じることができること——これは間違いなく、本質的な《知》である。社会は、理屈だけではなかなか成り立たず、そこに人間社会らしい「つながり」を成り立たせるためにこの種の《知》を必要とする。これを共有するために、文化的な営みは必須の要素なのである。

私たちは、この「同じ人間」としての共存感覚をベースとして、社会を成り立たせるのに必要な知識や知恵やニーズの声などを循環させていくことができる。このことを、学ぶ場面、伝える場面、教える場面、集う場面などを総合して、《知のめぐり》と呼びたいと思う。私たちの社会と政治は、この《知のめぐり》によって支えられている。

(2) 《知のめぐり》を支えあう成熟世代

成熟世代の学びや文化芸術は、学校教育よりも、自分の関心とストレートに結びついている、自由なものである。むしろ成熟世代の学びのほうが、強制的要素のない純粋なものであるため、生きがいにストレートに結びつきやすいかもしれない。

憲法は、人間の学びについて、どのような支えを提供しているのだろうか。

まず学校教育について見ると、憲法 26 条は、国に普通教育の無償提供を義務付けている。これは教育を受ける生徒にとっては「権利」であり、この教育を提供する国の側にとっての「義務」である。この義務は、最小限度これだけはやりなさい、という趣旨の義務なので、国がもっと高いところを実現することは、憲法上問題ない。一時、高等教育支援のためには憲法改正が必要だとの議論も見られたが、憲法 13 条、25 条、26 条の趣旨から、《学び》への支えが充実していく方向は望ましいことで、このために憲法を改正する必要はまったくない。

《学び》への支えが充実していく方向は、生涯教育の方向にも広がってきた。今日、教育は、学校教育だけにとどまらない、社会的な営みとなっている。「社会教育」の考え方はすでに定着し、公民館やさまざまな自治体が行う市民講座、美術展などの形で実践されている。大学で行われる研究や教育も、成果公開や市民向け公開講座によって、社会に開かれたものとなっている。

成熟世代にとって、職業を離れた仲間づくりは大切なことだが、これがなかなか難しいという。一部には、酒が飲めないとそれができない、自由になる金銭がかなり必要だ、と嘆く人もいるようだが、それではまだこの社会は文化的に貧しい段階だ、ということになる。生き生きと生きることを認め合い支え合う仲間づくりのためにも、知的な関心を媒介にして、経済的な負担の少ない形で気軽に集まれる場所やイベントがあるのは大切なことである。

(3) 人々の暮らしを支える「文化インフラ」

ここで自由放任、つまり国や自治体は邪魔をしません、という意味での「自由」を保障するだけ

では、社会教育での学びや公民館での集会は実現できない。補助金のような公的助成があることや、公民館や公営ホールのような「公の施設」が利用できること、研究者や芸術作家が活動しやすくなり、一般市民にその福利が行きわたりやすくなる、という配慮と施策があることで、こうしたことが可能になる。

この公的支援の担い手は、究極には主権者（具体的には納税者）なので、公的支援を受けた研究については、市民への福利還元と公開が求められている。《公》が関わっている教育や学術・芸術に、私たちは主権者として関心を持つ資格がある。同じ地域社会の中で、こうした支え合いによって《知のめぐり》が実現している。憲法は、21条「表現の自由」によって「国は干渉しないでください」というだけでなく、13条や25条を組み合わせた「文化享受の権利」によって、国や自治体が文化的な豊かさを向上させるような施策を行うことについても、法的な足場を提供している。

コロナ禍では、一見「不急」なものと思われがちな文化芸術が、社会の持続のために必須のものであることを見直す議論も起きてきた。困難に直面したり、当たり前だと思っていた事柄がせき止められたときこそ、その大切さを認識するチャンスとなる。今、大掛かりな高揚を生み出そうと目論まれた国策イベント——2021年の東京オリンピックや「クールジャパン政策」——のほうは、コロナ禍による打撃とは別の観点から問い直しが必要となっている状態だが、その一方で、市民のくらしや生きがいを静かに支える「文化インフラ」のほうは、その必要性・重要性にあらためて光を当てる必要がある。

文化芸術を享受する権利（文化権）は、国際社会でその必要が確認され、世界人権宣言の中にも条文として盛り込まれるなど、重要視されてきた。その受け皿となる憲法条文は、主に13条と25条

である。そしてその自由が何らかの力によって阻まれているときには、憲法21条「表現の自由」の問題となる場面も出てくる。

憲法25条は、「健康で文化的な最低限度の生活」を定めた条文である。一般には、生活保護制度を支える「生存権」を定めた条文として理解されている。一方、「文化」については、13条を根拠においた「文化享受の権利」の議論は目にする機会が多いが、25条（および26条「教育を受ける権利」）を代表とする「社会権」を正面から根拠とした議論は今のところ多くはない。しかし、近年の「公金を使ってやることなのか」といった言説に対しては、やはり社会権的な文化支援をどのような理念によって認め、支えていくのかという議論が必要となる。

国家からの自由、という意味での「自由権」を守ることと、国家から「支援・助成」を受けることとは、裁判になったときには別々の論理を立てなくてはならないため、法学者の間では異なる問題として論じられている。つまり、文化享受の権利にも、「自由権的文化権」と「社会権的文化権」があるのである。このうちの社会権的文化権の可能性については、国民に人間らしい生活を保障するためには文化面を支える施策が必要だ、そこを権利としてきちんと立てていくべきだ、という議論は、日本ではまだ新しい議論である¹。

そこには、文化芸術を私たちの実生活から切り離して高尚な趣味・教養として扱うのではなく、私たちの生活・生存と切り離せないものと位置付ける、という発想がある。逆から言えば、私たちが人間らしく生きるにあたってぜひとも必要なものは何か、ということを、改めて問い直していく必要があるだろう。

2 《知の不自由》に揺れる日本

(1) 起きてきた出来事

ここで、コロナ後の教育と文化に課せられた課題は、コロナ禍の物理的な不自由を取り除くという課題にはとどまらない。この分野では、それとは別の受難が続いてきたからである。

日本では、この7～8年、さまざまな場で、学びや表現や集会などの知的営為について、政治色ありとみなされると公的な場が使えない、公的な発表の場が提供されない、といった問題が起きていた。この問題は、成熟世代の学びや社会参加の自由度にも影響してくる。

2018年には社会人に《学び》の場を提供している公民館が発行している冊子に載る予定だった俳句が思想信条を理由として掲載拒否された。これについては、人格権の侵害になるとの最高裁判決が出された（9条俳句掲載拒否事件）。この事例は、成熟世代の学びと生きがいに深くかわる事例である。

さらに、一般市民の文化活動や社会教育活動に会場の使用が認められなかった事例、自治体の後援が得られず開催に支障があった事例、市民側が出した講演会の講師候補者を自治体側が認めなかった事例などを合わせると、市民の学びと表現活動がせき止められるトラブル事例は2014年ごろから増え、日本全国でかなりの数に上っている²。

専門家の学術研究の領域を見ると、2020年10月以来、日本学術会議任命拒否問題が社会の注目を集めた。本来であれば、学術会議の推薦に基づいて105人が新会員となるはずだったが、そのうち6人が任命されなかった。安全保障関連法への見解つまり思想信条を理由にした排除だった可能性が強く疑われているが、今でも拒否の理由は明らかにされていない。また、いわゆる慰安婦問題

の究明を内容とする科研費研究が、政治家から「捏造」などと指弾され、これを名誉毀損に問う裁判が現在係争中である。

こうした問題は、かなり以前から起きてきたことだった。天皇の戦争責任問題を連想させるもの、従軍慰安婦問題について連想させるもの、日本の産業政策が生みだしてきた環境破壊の問題など、一口に言えば、自国の負の歴史をどう引き受けるか、という問いに対する激しい拒否反応が、長く続いてきたのである。

戦争や内戦、民族紛争を経験してきた国の多くは、負の歴史とどう向き合い克服していくかを《学び》の重要な内容としているのだが、日本の《学び》には、この契機が極端に抜け落ちている。そして、負の歴史のことも必要な知識の一環として教えようとする教科書や教員が、激しい指弾を受けることにもなった。

これらのうち、専門研究者や学校教育者の事例は、一見すると成熟世代の日常生活とは遠いことのように見えるが、これらは決して遠い問題ではない。もっとも実用的な観点からは、医療の研究・知識は、成熟世代にとって日常をつなぐ不可欠のものである。そうした専門研究が、不合理な偏見によって阻まれてしまったら、即、生命にかかわるという人も少なくないだろう。

さらに、どの国にも、過去には、口減らしのために幼児を売り渡したり、姥捨てを行った歴史などがある。そうした負の歴史と向き合ってこそ、それを繰り返さないための社会づくりが可能となる。専門家の歴史研究の中に、直視するのがつらいような内容があったとしても、それは「自虐」と呼んで忌み嫌うべきものではなく、とくに放任しておくとなれば負の側に置かれやすい弱者にとって、大切にすべき教養である。職業を離れ稼ぎ手でなくなった成熟世代は、負の側に置かれるリスクといつでも隣りあわせなのだ、ということ、自虐

ではなく、『生きるための教養』として知っておきたい。

(2) 《知の不自由》の特殊に今日的な局面

これらの出来事の中で特徴的だったのは、「そのようなものに公金を使うことは許せない」というタイプの物言いが激化し、そうした物議の的になることを恐れた自治体が「政治的中立性を確保できない」「安全性を確保できない」との理由で市民が企画した美術展や講演会に場所を提供することに難色を示すようになったことである。これらの問題はコロナへの関心が集中する中、沈静化したようにも見えたが、それはコロナによって市民の集会や展示会ができなくなっていたからだったようだ。市民による集会や展示会が再び開催できるようになってきた2021年の6月から、一連の「表現の不自由展」が再び激しい妨害にさらされることとなった。法的に許容できない妨害を前にして、公営のギャラリーなどの公の施設、警察などの公の組織は、どう振る舞うべきか。棚上げにされてきたこの問題に、大阪地裁から最高裁に至る一連の裁判所決定が、しごくまっとうな結論を下したことも、注目すべき出来事である³。裁判所の決定は、すでに公の会場の使用が決定していたときにこれを妨害する者がいたとき、「表現の自由」の重大性から考えて、警察と連携してもなお排除できないような具体的な危険があった時には会場の使用許可を取り消すことができるが、そこまでではない場合には会場の使用許可を一方的に取り消すことはできない、というものだった。

もしも今の憲法下で、政府が、特定の講演会や特定の学者の言論を直接に禁止したり、警察官にその言論場面を見張らせたりするようなことがあれば、「検閲」（憲法21条2項）に当たり、当然、21条1項「表現の自由」や「思想良心の自由」（19条）の侵害にも当たり、「学問の自由」（23条）

の侵害にも当たる。政府がそのような粗暴な方法で《知》を統制しようとした事実が、歴史の中には確かにあった⁴。しかし今日の社会では、そのようにあからさまな方法が取られることは減多にない。その代わりに、条件付けや格付けの中にそれが混ざりこんでいないか、というウォッチが必要になってきた。

条件付けとは、研究費や助成金のような利益を提供する場面について、与える側から条件を付けることである。たとえば、大学や研究者が政府から助成を受けるためには、「研究不正など不適切な行状がないこと」を条件にするのは正当だが、「特定の政党に入党していること（または入党していないこと）」、といった条件があれば、憲法に反する条件となることは間違いない。映画『白バラの祈り』（Sophie Scholl-Die Letzten Tage, 2005年）には、この問題が描かれている。このようにわかりやすい事例はさすがに今日の日本では見当たらず、もっと法的問題にしにくい形（同調圧力と付度）がとられることが通例である。このあたりを見せてくれたのが、2022年に日本で制作・公開された映画『教育と愛国』だった。この映画の中にも、ある教科書を採用した学校に市民から激しい抗議が来たというエピソードがあった。

教育や文化の場に、一般市民からの抗議があったときに、これに苦痛を感じている教員や公務員がどういう判断をすべきか。少なくとも公務員の場合には、上記の大阪地裁から最高裁に至る決定が、判断の筋道を明らかにしてくれた。

また、格付けの例としては、叙勲や名誉職への登用や「国葬」によって、ある人の発言価値や存在価値、つまり社会的影響力を引き上げる場面が挙げられる。逆にある人やある作品・研究課題を、採用後にわざわざ不採用としたり、注察が必要と指弾することで、その発言価値を相対的に下げることもある。日本学術会議への任命・任命拒否や

「慰安婦」を取り上げた授業への政治家による問題視発言は、そうした作用を持つ。

ただし、日本社会でこの意味での格下げの対象とされた人々の発言価値が実際に下がったかという、決してそうではない。むしろそうした人々が言論人、知識人として社会から敬意をもって扱われている。ここでは、成熟世代の市民的知性が大きな役割を果たしている。

これら一連の問題は、法的な意味では「規制」や「検閲」として扱うことは難しい。とはいえ、《知のめぐり》を支える人々にとって、表現活動が立ち行かない支障が起きているときに、国や自治体などの《公》がこうした状況を放置してはならないはずである。そのための法理論、裁判理論は今、現在進行形で形成されつつある。

3 成熟世代の社会参加と政治参加

(1) 民主主義と文化のサイクル

本稿では《知のめぐり》という言葉を使って、さまざまな事柄が輪になってつながっている、というイメージを提示してみた。最後に、文化を媒介にした社会参加は、民主主義における政治参加ともつながっている、という話をしたい。これは、命を守る話、医療の話にもつながることである。

民主主義とは、参加者が意志や知識・知恵を持ち寄って舵取りをしていく社会のあり方を指す。ここで重要なのは、意思を持ち寄って決定する局面だけが保障されて「選んだらおしまい、あとはお任せコースに従うしかない」ということになるのではなく、それによって「決定されたこと」を参加者が評価し、フィードバックしていくプロセスが開かれ、これらの全体が車輪の回転のように循環することである。そうした民主主義を支える制度は、日本国憲法の中に、数多く組み込まれている。

その前提として、さまざまな社会問題への気づきを促す発言や、政策についての評価・論評などが社会に自由に流通していることが必要である（表現の自由）。こうしたときにも、専門家の知見は、市民に思考の足場を提供するものとして活用される。また芸術家の表現が、社会問題の本質を抽出して、市民の感性に訴えることもある。社会の中ではこのように、さまざまな言論（民意）と為政者の決定や仕事のあり方が、車輪のように回りながらつながり、民主主義を支えている。そしてこの動きの中で、政府・政治からの自由として、「学問の自由」や「表現の自由」が保障されているのは、政治や社会に対して軌道修正や一時停止が必要なときに、警鐘、警報（アラート）を鳴らすことができる精神的環境が必要だからである。こうしたアラートが必要なとき、その究極の担い手は、主権者である。

主権者にこの「自由」を保障する前提として、そうした判断のできる思考の基礎体力を養うことが必要である。そのために主権者教育があるのだが、これは学校の中だけでなく、生涯を通じてあるべき学びである。とくに成熟世代こそ、政治参加のための意見交換の機会や、情報社会に参加するためのリテラシーが必要ではないか。

今日の社会では、学術の領域で仕事をする専門家の見解や活動内容は、広くメディアで紹介され、一般社会から意見形成の参考にされる。新型コロナウイルス（Covid-19）にかかわる政策のあり方や、日本という国の形成と国内少数民族や外国との関係にかかわる問題などを見るだけでも、日々、新しい発見や成果がもたらされ、社会の意思決定の参考にされていることがわかる。また、ジャーナリストや多方面の作家も、学問の成果から多くを吸収して自己の活動につなげているし、こうした表現活動が学問の世界に知識や刺激をもたらすことも多い。とりわけ社会の少数派（マイ

ノリティ)に属する人々の歴史、災害や事故の歴史というものは、直視することの難しい問題であるだけに、消そうとする圧力がかかりやすい。そこで社会に向けてそうした事柄を「見る目」を提供するのも、学者や作家、ジャーナリストなどの役割である。この相互作用に支障ができれば、「表現の自由」が保障されるべき言論空間に、血行不良や歪みが生じる。こうした事柄のすべてが、私たち主権者の《知のめぐり》、すなわち民主主義を支える血流なのである。

(2) 循環を支える制度

民主主義を支える制度は、日本国憲法の中に、数多く組み込まれている。代表的なものは選挙制度と議会制度である。しかし「民主主義」は、これらの制度のことだけを指すのではなく、またそこで行われる「多数決」のことだけを指すのでもない。「民主主義とは何か」という壮大な学術テーマに本稿で取り組むことはできないが、大まかな共通理解を抽出するならば、民主主義とは、参加者が意志や知識・知恵を持ち寄って舵取りをしていく社会のあり方を指す、と言えるだろう。ここで重要なのは、意思を持ち寄って決定する局面だけでなく、それによって「決定されたこと」を参加者が評価し、フィードバックしていくプロセスが開かれていることが必要である。

たとえば何かの医療福祉政策や税負担がいったん決定されたら、社会のメンバーは「それを選んだのは有権者自身だ」というロジックで沈黙を余儀なくされるのではなく、「決定されたこと」について声を出せる回路が開かれていることが必要である。制度上、一番大きな柱としては、その声を次の選挙で生かすべきことになるのだが(憲法15条)、ほかにも「請願」(憲法16条)や社会的な言論活動などのルートがある。

その前提として、さまざまな社会問題への気づ

きを促す発言や、政策についての評価・論評などが社会に自由に流通していることが必要である。こうしたときにも、専門家の知見は、市民に思考の足場を提供するものとして活用される。また芸術家の表現が、一見分かりにくい社会問題の本質を抽出して、市民の感性に訴えることもあり得る。

社会の中ではこのように、さまざまな言論(民意)と為政者の決定や仕事のあり方が、車輪のように回りながらつながっている。さまざまな《知》を伝達する言論空間は、このつながりの中で、民主主義を支えている。

成熟世代は、生きるための労働(憲法27条・労働の義務)からは解放されるかもしれない。しかし、社会の一員であることや、人間としての生きがい追求すること(憲法13条・幸福追求権)からリタイアするわけではない。これらの権利や資格は、人が人として生まれて生きている間、ずっと続くのである。そのために必要な事柄は何か、という議論は、日本ではまだ少ないように思われる。富をいかに分配するか、という議論はあっても、金では買えない文化的に充実した社会生活についての議論は、まだまだ少ないように思う。たまたまその部分に関心のある長のいる自治体がいくつかある、という状況であり、国政での関心は違うほうに向かっているように見えるのである。

その国政の関心を、真に豊かな生活とは何か、という論題に向けさせる力を持っているのは有権者である。

おわりに

好々爺的なご隠居さんの盆栽、可愛いお婆ちゃんのお茶や着物着付けや手芸、…。そんなイメージは現実には古すぎるけれども、私たちは心のどこかで、そんなイメージで、政治参加や社会参加からも撤退したご隠居さんや可愛いお婆ちゃんを

想定してしまっていないか。リタイアした人の人生は、生きるための生業からは解放されはしたが、社会の成員であることから引退はできない。憲法 27 条の勤労の義務とそれに応じた納税の義務（30 条）からは解放されることを選ぶ人がいていいのだが、その人が生きている限り、各種権利の主体であることに変わりはない。

成熟世代が生き生きと生きられる、真に豊かな社会づくりを考えよう、といったとき、気になることがひとつある。若者世代と成熟世代の利益を対峙させ、これを「分断」「対立」「パイの取り合い」の構図に置いてしまう言論が少なからずあることである。

意見が違ったり批判があつたりすること自体は、民主主義と多様性尊重の社会では当たり前のことで、これを「分断」と呼んで問題視する必要はない。しかし、「この人々の言い分を聞いたら自分が損をする」、だから「この人々の意見は聞かなくてよい」、だから「この人々の表現の自由は保障されなくてよい」、という感覚が蔓延する状況は、克服すべき「分断」というべきだろう。

正確な知識に基づかずに「悪者」を作り出して、その「悪者」を排撃すれば自分たちの状況はマシになるはずだ、と思込む心理状態は、私たち人間が繰り返し陥ってきたものである。この心理状態は、コロナ禍によって生じやすくなったが、コロナそのものではない、人間集団の問題である。

文化芸術は、病原菌としてのコロナを抑え込む力はないが、人間集団がかかりやすい他者排除の病を解毒する力はある。正確に言えば、文化芸術は、人間集団がもつそうした傾向を、抑える方向にも、エスカレートさせる方向にも、影響力をもちうる。第二次世界大戦中の文化芸術統制は、敵国人への敵愾心^{てきが}と戦闘意欲、そして窮乏生活に耐える我慢を国民に共有させるために意図的に行われたものだった。そのために画家や作曲家など、民衆から慕われる文化人（今の言葉でいうならばインフルエンサー）が協力することとなった。これが功を奏してしまった歴史は、たしかにある。

こうした歴史に詳しい人々は、日本が文化芸術政策に積極的になることには警戒的だった。しかし一方で、図書館や公民館や憩いスペースのある美術館など、市民のくらしや生きがいを下から静かに支える「文化インフラ」を充実させることには異を唱える理由はない。むしろ、先に見たように、これを支えることが憲法 13 条の「幸福追求権」や 25 条の「生存権」——健康で文化的な最低限度の生活——を保障するうえでも必要なことだという認識が広まってきた。歴史への反省を織り込みながら、この方向の議論が発展していくことをめざしたい。

（しだ ようこ・武蔵野美術大学教授）

- 1 この観点からの議論としては、とくに中村美帆『文化的に生きる権利 文化政策研究からみた憲法第二十五条の可能性』（春風社、2021 年）を参考にした。
- 2 これについては、志田陽子「地方自治体と市民の "基礎体力": 「集会の自由」の意味を考える」『議会と自治体』234 号（2017 年 10 月号）で考察を試みた。
- 3 これらの出来事と裁判所の決定については、志田陽子「怒号は放置ですか? 『表現の不自由展』めぐる警察の矛盾」(朝日論座、2021 年 7 月 16 日 web 公開) で論じた。
- 4 第二次世界大戦前および戦中の言論統制・言論弾圧については、奥平康弘『表現の自由 I』（東京大学出版会、1983 年、p.130 以下）、同『治安維持法小史』（岩波書店、2006 年）、荻野富士夫『横浜事件と治安維持法』（樹花社、2006 年）などを参照。